



国民年金保険料の追納について



国民年金保険料は、納付期限から2年を経過すると納めることができませんが、免除を承認された期間や学生納付特例期間については、10年以内であれば納めることができます。これを追納といいます。

免除を承認された期間は、将来、老齢基礎年金の年金額の計算が保険料を納付した場合の3分の1の計算となります。(半額免除については3分の2)また、学生納付特例期間については、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。

満額の老齢基礎年金のを受け取るためにも、保険料を追納することをおすすめします。

なお、2年以上経過した期間を追納する場合、当時の保険料に加算が付き、平成14年度中(平成14年4月から平成15年3月まで)に追納する場合は下記の金額になります。

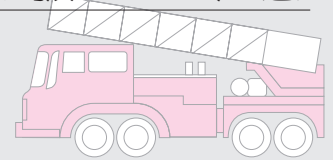
追納する場合は、免除を承認された期間の古い期間から順に納めることとなります。また、学生納付特例期間がある場合は、学生納付特例期間から先に納めることとなります。

免除を受けた月	追納保険料額
平成 4年度(平成 4年 4月~平成 5年 3月)	14,460円
平成 5年度(平成 5年 4月~平成 6年 3月)	14,850円
平成 6年度(平成 6年 4月~平成 7年 3月)	14,870円
平成 7年度(平成 7年 4月~平成 8年 3月)	14,860円
平成 8年度(平成 8年 4月~平成 9年 3月)	14,810円
平成 9年度(平成 9年 4月~平成10年 3月)	14,600円
平成10年度(平成10年 4月~平成11年 3月)	14,390円
平成11年度(平成11年 4月~平成12年 3月)	13,830円

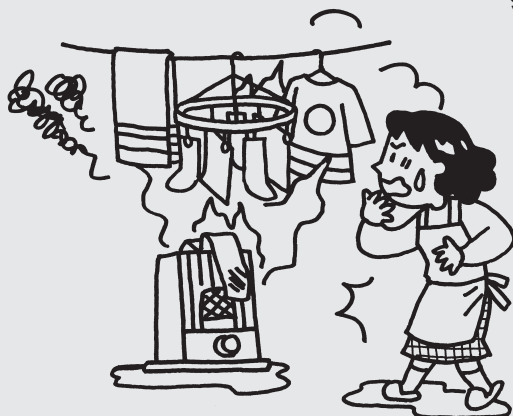
すでに10年経過した月の保険料については、追納することができません。

消防署

石油ストーブの取り扱いにご注意



ストーブの上方には、洗濯物を干したり、可燃物を置かないようにしましょう。



本格的な冬の到来に備え、暖房器具などの点検は、万全でしょうか。家庭や職場では暖房器具を使用する機会が多くなります。特に持ち運びが容易で、操作が簡単な石油ストーブは、広く用いられています。そこで、石油ストーブを取り扱う場合は、次のことに注意しましょう。

給油するときは、必ず火を消してから行いましょう。また、カートリッジ式タンクの場合は、口金を完全に締めましょう。カーテン、ふすまの近くで使用しないようにしましょう。使用に際しては、器具の取り扱い説明書に記載してある注意事項をよく読みましょう。